

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成30年2月5日

**【会社名】** 和田興産株式会社

**【英訳名】** WADAKOHSAN CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 高 島 武 郎

**【本店の所在の場所】** 神戸市中央区栄町通四丁目2番13号

**【電話番号】** 078-361-1100（代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役 溝 本 俊 哉

**【最寄りの連絡場所】** 神戸市中央区栄町通四丁目2番13号

**【電話番号】** 078-361-1100（代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役 溝 本 俊 哉

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 153,552,300円  
（注） 募集金額は、発行価額の総額であります。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月26日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が平成30年2月5日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 株式募集の方法及び条件

###### (1) 募集の方法

###### (2) 募集の条件

##### 4 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

###### (2) 手取金の使途

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

- (注) 2 本募集とは別に、平成30年1月26日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式1,100,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を予定しておりますが、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である和田憲昌(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、S M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年2月20日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<中略>

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年2月5日(月)から平成30年2月8日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注) 2 本募集とは別に、平成30年1月26日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式1,100,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行います。その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である和田憲昌(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式165,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、S M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、平成30年2月8日(木)から平成30年2月20日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<中略>

(削除)

<後略>

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

(訂正前)

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        |          |             |             |
| その他の者に対する割当 | 165,000株 | 164,078,300 | 82,039,150  |
| 一般募集        |          |             |             |
| 計（総発行株式）    | 165,000株 | 164,078,300 | 82,039,150  |

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してS M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | S M B C日興証券株式会社 |
| 割当株数         | 165,000株        |
| 払込金額         | 164,078,300円    |

&lt; 中略 &gt;

- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 5 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成30年1月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        |          |             |             |
| その他の者に対する割当 | 165,000株 | 153,552,300 | 76,776,150  |
| 一般募集        |          |             |             |
| 計（総発行株式）    | 165,000株 | 153,552,300 | 76,776,150  |

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してS M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | S M B C日興証券株式会社 |
| 割当株数         | 165,000株        |
| 払込金額         | 153,552,300円    |

&lt; 中略 &gt;

- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（発行価額の総額）から上記の増加する資本金の額（資本組入額の総額）を減じた額とします。

(注) 5の全文削除

## (2) 【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格 (円)    | 資本組入額 (円)   | 申込株数 単位 | 申込期間            | 申込証拠金 (円)      | 払込期日            |
|-------------|-------------|---------|-----------------|----------------|-----------------|
| 未定<br>(注) 1 | 未定<br>(注) 1 | 100株    | 平成30年 2月22日 (木) | 該当事項は<br>ありません | 平成30年 2月23日 (金) |

(注) 1 発行価格は、発行価格等決定日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額とします。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2 全株式をS M B C日興証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとし、

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数 単位 | 申込期間            | 申込証拠金 (円)      | 払込期日            |
|----------|-----------|---------|-----------------|----------------|-----------------|
| 930.62   | 465.31    | 100株    | 平成30年 2月22日 (木) | 該当事項は<br>ありません | 平成30年 2月23日 (金) |

(注) 1 全株式をS M B C日興証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとし、

(注) 1の全文削除及び2、3、4の番号変更

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 164,078,300 | 1,331,000    | 162,747,300 |

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。  
 3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成30年1月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 153,552,300 | 1,331,000    | 152,221,300 |

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

(注) 3の全文削除

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限162,747,300円（本第三者割当増資における申込みがすべて行われた場合の見込額）については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額1,080,834,000円と合わせて、手取概算額合計上限1,243,581,300円について、平成30年4月末までに兵庫県の主要地域における分譲用マンション用地の仕入資金として調達した金融機関からの借入金の返済として640,000,000円を、平成31年2月末までに分譲用マンション建設等に関連する資金の一部として603,581,300円を充当する予定です。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定です。

(訂正後)

上記差引手取概算額上限152,221,300円（本第三者割当増資における申込みがすべて行われた場合の見込額）については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額1,010,655,000円と合わせて、手取概算額合計上限1,162,876,300円について、平成30年4月末までに兵庫県の主要地域における分譲用マンション用地の仕入資金として調達した金融機関からの借入金の返済として640,000,000円を、平成31年2月末までに分譲用マンション建設等に関連する資金の一部として522,876,300円を充当する予定です。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定です。